

## 労働保険適用徴収関係手続に係る電子申請・電子納付の留意事項

労働保険適用徴収関係手続の電子申請のご利用に当たり、以下の事項にご留意いただきますよう、お願い申し上げます。ご利用者の皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解・ご協力賜りますよう、お願い申し上げます。

### 1 送信可能な様式数について

旧システム（「労働保険適用徴収・電子申請システム」）では、事務組合や一括有期事業などに係る手続において、最大 101 通までの様式の送信を可能としていたところですが、平成 22 年 1 月 5 日以降、当面の間、送信可能様式数が最大 49 通までとなります。

最大送信可能様式数を超える様式については、別途、書面を郵送いただきますよう、お願いいたします。

なお、この場合、郵送等をする封筒には労働保険番号及び「電子申請添付書類在中」を朱書きしてください。

### 2 電子納付に係る「納付期限」について

電子納付を伴う手続（年度更新申告、概算保険料申告、増加概算保険料申告又は確定保険料申告）については、申請データの到達後、ご登録いただいたアドレスあてに、e-Gov 電子申請システムから、電子納付に係るご案内メール（「手数料等納付のご連絡」）が自動送信され、当該メールに記載された URL から、電子納付関連情報をご確認いただくことが可能となっております。

ここで表示されます「納付期限」について、法定納期限と異なる期限が表示されることが確認されております。

現在システム改修に向け取り組んでおりますが、労働保険料等の納付に当たっては、この「納付期限」にかかわらず、労働保険徴収法等において定められた法定納期限（※）までに納付していただく必要がございますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

なお、法定納期限までに所定の労働保険料額の納付が確認できない場合、管轄労働局から督促状が送付され、延滞金を課せられる場合がございますので、予めご留意くださいますようお願いいたします。

#### （※）労働保険料及び一般拠出金に係る法定納期限

<u>年度更新申告の場合</u>	…	<u>毎年 7 月 10 日</u>
<u>概算保険料申告の場合</u>	…	<u>保険関係成立日から 50 日以内</u>
<u>増加概算保険料申告の場合</u>	…	<u>賃金総額の見込額が増加した日から 30 日以内</u>
<u>確定保険料申告の場合</u>	…	<u>事業廃止日から 50 日以内</u>